

# 市役所ターミナルバス待合室情報案内映像ディスプレイ整備業務 概要書

## 1. 業務目的

本業務は、バス運行の集約化・効率化を図るバスシステムの導入に合わせて整備された市役所ターミナルの待合室において、乗り換えを支援するための情報を表示するための映像ディスプレイを整備することや、待合室の利便性の向上に向けた取り組みを実施することによる、バス待ち環境や乗り換え環境の向上を目的としている。

## 2. 業務概要

### (1) 映像ディスプレイの設置と表示内容について

萬代橋ラインと郊外路線バスとの乗り換えを円滑に行うために市役所ターミナルの待合室内に以下を含む映像ディスプレイを整備する。詳細は、業務委託仕様書（別紙）参照。

- ・市役所ターミナルにおけるバス利用者の乗り換えを支援するために必要な情報を表示するための映像ディスプレイ等ハードウェアの整備
- ・乗り換えを支援するために必要な情報の送信元となる他システムとの連携に必要な仕組み等の構築
- ・待合室内におけるWi-Fiスポットの整備

### (2) その他の待合室の利便性を向上させる取り組みや利用環境を向上させる取り組みについては、その取り組み一式。

### (3) (1) にかかる、映像ディスプレイ等導入するもの一切に係る設置費用、電気料金、通信費用等のコスト、及び(2) にかかるコストについては、事業者の負担とするが、映像ディスプレイに併設した待合室内の空間における物品の販売や広告等の取り組みを可能とし、その売上げを映像ディスプレイに係るコストに充てることができるものとする。

### (4) 打ち合わせ協議

### (5) 報告書作成 一式

## 3. 委託契約期間

令和7年4月1日までに映像ディスプレイを整備すること。委託期間は令和12年3月31日までとする。

## 4. 業務評価

委託者は、契約終了後に、この契約における業務評価を行う。

## 5. その他

### (1) 「市役所前」バス停のICカード乗降件数は1日平均約3,320件（令和5年10月～令和6年9月）。

### (2) 今後、隣接する新潟市役所旧分館解体が予定されていることから、その影響で市役所ターミナル待合室の運用などに影響が生じる場合は、委託契約期間の変更などについて、別途協議するものとする。

### (3) 委託期間中のみならず終了後においても、成果品等に誤りが確認された場合は、受託者の責において速やかにその誤りを訂正し委託者に再提出しなければならない。また、受託者が本業務の実施中に第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。